

これからテレワークを導入する**都内中堅・中小企業等**のみなさま

テレワーク導入 ハンズオン 支援助成金



東京都が実施するテレワーク導入のためのハンズオン支援コンサルティングを受けた都内中堅企業等および中小企業等を対象にそのテレワーク環境構築の取り組みに係る経費を助成します。



助成対象の経費

※以下に示す機器等は一例

- ▶ノートパソコン
- ▶タブレット
- ▶スマートフォン
- ▶VPN ルーター



- ▶モニター
- ▶プリンター
- ▶スキャナー
- ▶ウェブカメラ



- ▶業務ソフトウェア
- ▶クラウドサービス
- ▶アプリケーションソフト
- ▶業務システム導入（構築・改修等）



- ノートパソコン等の消耗品の購入については、1個あたりの単価金額が消費税込み**10万円未満**のものに限ります。
- 東京都が実施するハンズオン支援コンサルティングの提案内容に基づいた取り組みであるものに限ります。
- 上記の他にも要件があります。詳細については、募集要項を確認してください。

助成金申請の受付期間

令和5年4月20日 木

令和6年3月31日 日

助成金の上限額と助成率

| 事業者の規模（常時雇用する労働者数） | 助成金の上限 | 助成率 |
|--------------------|--------|-----|
| 30人～999人 | 250万円 | 1/2 |
| 2人～29人 | 150万円 | 2/3 |

※常時雇用する労働者数は、一助成対象事業者（法人全体）あたりの人数です。
※商法上の役員など経営者は、常時雇用する労働者数に含まれません。

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係（ハンズオン支援助成金担当）

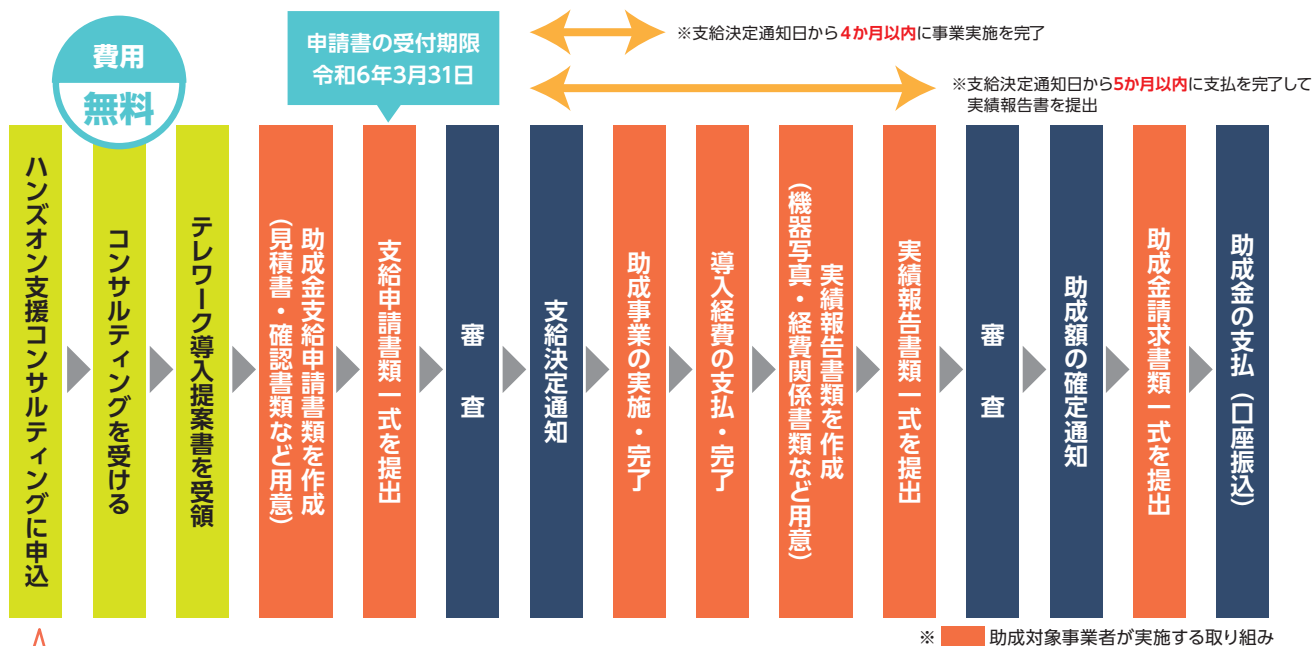
☎ 03-5211-1756（平日9時～17時）※平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/05-hands-on.html>

東京しごと財団 ハンズオン助成金 🔍



助成事業のながれ (助成金受給までのステップ)



ハンズオン支援コンサルティングに関するお問い合わせ・申込先

テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング事務局 (東京都委託事業)

☎ 03-6734-1222 (平日9時~17時) ※祝日、年末年始を除く

●コンサルティングについては、下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp>



助成対象事業者の主な要件

- 都内に本社または事業所を置いて現に事業を営んでおり、かつ常時雇用する労働者が2人から999人までの中堅企業等および中小企業等であること
- 常時雇用する労働者が都内に2人以上勤務しており、かつ当該労働者のうち1人は6か月以上継続して雇用 (雇用保険に加入) していること
- 東京都が実施する「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」を受け、当該コンサルティング事務局より「テレワーク導入提案書」の発行を受けていること
- 実績報告日までに東京都が実施する「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度に登録し、「テレワーク推進リーダー設置」の表示のある宣言書が発行されていること

●上記の他にも要件があります。詳細については、募集要項を確認してください。

※東京しごと財団が実施する「テレワーク促進助成金」等に申請中、あるいは受給予定および受給済みの企業等は本助成金に申請できません。

助成金申請の受付期間

令和5年4月20日 (木) ~ 令和6年3月31日 (日)

●郵送、または電子申請 (Jグランツ) のいずれかにより提出してください。

※締切日について、郵送では当日消印有効とし、電子申請では当日23時59分までにJグランツから申請されたものを受付します。

※窓口への来所による持参提出は一切受付しません。

助成金申請に関するお問い合わせ・申請書類の郵送先

公益財団法人東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課

職場環境整備担当係 (ハンズオン支援助成金担当)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

☎ 03-5211-1756

(平日9時~17時) ※平日12時~13時、土日・祝日、年末年始を除く

